

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月25日
【四半期会計期間】	第113期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	株式会社愛知銀行
【英訳名】	The Aichi Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 伊藤 行記
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目14番12号
【電話番号】	052（251）3211（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 伊藤 謙二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 株式会社愛知銀行 東京支店
【電話番号】	03（3662）3680（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長 杉江 和宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社愛知銀行 岐阜支店 （岐阜市神田町九丁目27番地）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2021年度 中間連結 会計期間	2019年度	2020年度
		(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	27,241	26,889	26,804	52,895	53,281
連結経常利益	百万円	2,696	3,067	6,652	4,138	6,043
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,857	2,193	4,504	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	2,930	4,266
連結中間包括利益	百万円	254	15,800	9,179	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	19,030	38,098
連結純資産額	百万円	229,127	224,633	254,783	209,350	246,391
連結総資産額	百万円	3,183,516	3,598,007	4,087,466	3,246,230	3,788,132
1株当たり純資産額	円	20,891.71	20,467.87	23,244.31	19,055.59	22,480.79
1株当たり中間純利益	円	172.12	204.01	418.63	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	272.08	396.82
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	171.23	202.81	416.13	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	270.64	394.46
自己資本比率	%	7.1	6.1	6.1	6.3	6.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	10,091	44,135	173,015	128,698	34,723
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	6,809	18,262	42,088	79,123	55,752
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	957	551	765	1,504	1,100
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	188,254	196,696	354,387	134,849	224,225
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,591 [577]	1,548 [568]	1,527 [552]	1,537 [573]	1,507 [564]

（注）1．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第111期中	第112期中	第113期中	第111期	第112期
決算年月		2019年9月	2020年9月	2021年9月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	22,988	22,496	22,535	44,339	44,521
経常利益	百万円	2,538	2,823	6,449	3,881	5,581
中間純利益	百万円	1,793	2,101	4,427	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,831	4,091
資本金	百万円	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
発行済株式総数	千株	10,943	10,943	10,943	10,943	10,943
純資産額	百万円	222,263	218,322	244,508	203,479	236,334
総資産額	百万円	3,168,460	3,585,258	4,070,635	3,231,273	3,769,668
預金残高	百万円	2,806,544	3,118,344	3,363,697	2,812,174	3,225,480
貸出金残高	百万円	1,835,084	2,360,868	2,654,125	2,070,410	2,535,515
有価証券残高	百万円	1,079,559	965,340	1,000,947	965,702	954,671
1株当たり配当額	円	50	50	90	100	120
自己資本比率	%	7.0	6.1	6.0	6.3	6.3
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	1,563 [515]	1,518 [508]	1,498 [496]	1,508 [511]	1,478 [504]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、コロナ禍が長期化する厳しい状態のなか対面型のサービス業の経済活動は停滞しているものの、輸出の緩やかな増加を受け、製造業を中心に企業収益は増加、設備投資も改善傾向にあり、景気は持ち直しの動きが続いております。

愛知県を中心とした当地域につきましては、主要産業である自動車関連産業において、東南アジアでの新型コロナウイルスの感染拡大や半導体不足による減産が行われるなど、輸出と生産は足踏み状態にあり、個人消費についても飲食・宿泊サービス等で下押し圧力が強く、持ち直しの動きが一服しております。

なお、景気の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向やサプライチェーンを通じた影響による下振れリスクが引き続き懸念されるものの、ワクチン接種の進展等により個人消費の回復が見込まれ、補正予算による高水準の公共投資や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されます。

金融面をみますと、日本銀行は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」のもとでの新型コロナウイルス対応資金繰り支援特別プログラム等により、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努め、必要があれば躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じるとしております。

日経平均株価につきましては、4月初めに3万円台まで上昇しましたが、国内では3度目の緊急事態宣言が発令され感染力が強いデルタ株の感染が拡大、米国長期金利も上昇するなかで2万7千円台前半まで下落しました。その後は、中国の大手不動産デベロッパーの資金繰り懸念の台頭もありましたが、首相交代による景気浮揚策への期待が高まり、新型コロナウイルスの新規感染者数も大幅に減少したことから、期末の終値は29,452円と前期末比273円上昇しました。

このような状況下、当第2四半期連結累計期間の当行グループの業績は、以下のとおりとなりました。

資産の部合計は、前連結会計年度末比2,993億円増加し4兆874億円となりました。うち、貸出金は、事業性貸出の増加を主因に、前連結会計年度末比1,175億円増加し2兆6,461億円となりました。また、有価証券につきましては、前連結会計年度末比463億円増加し9,997億円となりました。負債の部合計は、前連結会計年度末比2,909億円増加し、3兆8,326億円となりました。うち、預金につきましては、個人預金や法人預金を主体に前連結会計年度末比1,388億円増加し、3兆3,604億円となりました。純資産の部合計は2,547億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、貸出金利息、法人関連手数料及び預かり資産手数料等は増加したものの、国債等債券売却益や株式等売却益等が減少したことから、前年同期比84百万円減収の268億4百万円となりました。一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額等が減少したことから、前年同期比36億69百万円減少の201億52百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比35億84百万円増益の66億52百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比23億10百万円増益の45億4百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業の経常収益は前年同期比38百万円増収の225億36百万円、セグメント利益は前年同期比36億34百万円増益の64億54百万円となりました。リース業の経常収益は前年同期比77百万円減収の40億18百万円、セグメント利益は前年同期比35百万円減益の1億47百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収益は、貸出金利息等の増加により前年同期比17億73百万円増収の164億29百万円となり、資金調達費用が預金利息等の減少により前年同期比37百万円減少の1億73百万円となったため、資金運用収支は前年同期比18億10百万円増益の162億55百万円となりました。

役務取引等収支は、前年同期比6億23百万円増益の35億49百万円となりました。

また、その他業務収支は、外国為替売買損益の増加により前年同期比53百万円増益となりましたが、2億66百万円の損失となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	13,823	610	11	14,445
	当第2四半期連結累計期間	15,692	541	22	16,255
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	13,974	706	19	5 14,656
	当第2四半期連結累計期間	15,893	560	19	4 16,429
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	151	95	30	5 211
	当第2四半期連結累計期間	201	18	41	4 173
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,940	31	45	2,926
	当第2四半期連結累計期間	3,570	34	55	3,549
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,328	51	143	8,236
	当第2四半期連結累計期間	9,055	55	193	8,918
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	5,387	20	98	5,309
	当第2四半期連結累計期間	5,485	20	137	5,368
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	288	31	-	319
	当第2四半期連結累計期間	301	35	-	266
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	231	0	-	231
	当第2四半期連結累計期間	4	35	-	40
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	520	31	-	551
	当第2四半期連結累計期間	306	-	-	306

(注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。

２．資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

３．「相殺消去額（ ）」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引の主たるものは、為替手数料及び代理業務手数料であります。

当第２四半期連結累計期間の役務取引等収益は前年同期比６億81百万円増収の89億18百万円、役務取引等費用は前年同期比58百万円増加の53億68百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第２四半期連結累計期間	8,328	51	143	8,236
	当第２四半期連結累計期間	9,055	55	193	8,918
うち預金・貸出業務	前第２四半期連結累計期間	672	-	-	672
	当第２四半期連結累計期間	958	-	-	958
うち為替業務	前第２四半期連結累計期間	1,080	50	-	1,130
	当第２四半期連結累計期間	1,110	55	-	1,165
うち証券関連業務	前第２四半期連結累計期間	84	-	-	84
	当第２四半期連結累計期間	90	-	-	90
うち代理業務	前第２四半期連結累計期間	1,851	-	-	1,851
	当第２四半期連結累計期間	2,324	-	-	2,324
うち保護預り貸金庫業務	前第２四半期連結累計期間	51	-	-	51
	当第２四半期連結累計期間	51	-	-	51
うち保証業務	前第２四半期連結累計期間	37	1	-	38
	当第２四半期連結累計期間	38	0	-	39
役務取引等費用	前第２四半期連結累計期間	5,387	20	98	5,309
	当第２四半期連結累計期間	5,485	20	137	5,368
うち為替業務	前第２四半期連結累計期間	200	15	-	216
	当第２四半期連結累計期間	208	15	-	224

(注) １．国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。

２．「相殺消去額（ ）」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,097,315	21,028	3,608	3,114,736
	当第2四半期連結会計期間	3,344,286	19,410	3,260	3,360,436
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	2,024,989	-	3,478	2,021,511
	当第2四半期連結会計期間	2,163,385	-	3,130	2,160,255
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,063,514	-	130	1,063,384
	当第2四半期連結会計期間	1,171,555	-	130	1,171,425
うちその他	前第2四半期連結会計期間	8,812	21,028	-	29,840
	当第2四半期連結会計期間	9,345	19,410	-	28,756
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	4,100	-	-	4,100
	当第2四半期連結会計期間	4,100	-	-	4,100
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,101,415	21,028	3,608	3,118,836
	当第2四半期連結会計期間	3,348,386	19,410	3,260	3,364,536

（注）1．国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3．定期性預金＝定期預金＋定期積金

4．「相殺消去額()」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	2,352,586	100.0	2,646,150	100.0
製造業	391,930	16.6	402,681	15.2
農業，林業	1,510	0.1	1,604	0.1
漁業	96	0.0	108	0.0
鉱業，採石業，砂利採取業	977	0.0	1,058	0.0
建設業	173,975	7.4	193,961	7.3
電気・ガス・熱供給・水道業	35,159	1.5	44,239	1.7
情報通信業	16,394	0.7	18,084	0.7
運輸業，郵便業	105,430	4.5	115,770	4.4
卸売業，小売業	342,111	14.5	360,048	13.6
金融業，保険業	126,970	5.4	211,266	8.0
不動産業，物品賃貸業	305,567	13.0	320,243	12.1
各種サービス業	175,502	7.5	190,538	7.2
国・地方公共団体	74,708	3.2	73,260	2.8
その他	602,247	25.6	713,282	26.9
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	2,352,586	——	2,646,150	——

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び借入金の増加等により、1,730億15百万円の収入（前年同期比1,288億79百万円増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得により420億88百万円の支出（前年同期比603億50百万円減少）、また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により7億65百万円の支出（前年同期比2億14百万円減少）となりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比1,301億61百万円増加し、3,543億87百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当行グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 目標とする経営指標

2022年3月期の目標とする主な経営指標について以下のとおり変更いたしました。なお、当指標につきましては、単体ベースで策定しております。

コア業務純益	102億円
経常利益	92億円
当期純利益	65億円

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題における重要な変更または新たに生じた課題は次のとおりであります。

D X（デジタルトランスフォーメーション）やフィンテックへの対応につきましては、インターネットやスマートフォンを活用したサービスの拡充を中心に進めており、お客さまのニーズにお応えするとともに、新たな顧客体験（C X：カスタマーエクスペリエンス）の提供に向け取り組んでおります。

また、各種手続きや業務のデジタル化を進めることで、生産性の向上やデータの活用による新たな価値の創造を図ってまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応につきましては、リスク管理態勢の構築・強化を図っております。

近年、異常気象や自然災害等の気候変動による被害が甚大化しており、気候変動がお客さまや当行の経営基盤に与える影響が徐々に大きくなっています。本年9月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しております。気候変動・環境問題への対応を強化していくとともに、TCFD提言を踏まえた気候変動リスク・機会に関する情報開示の充実に努めてまいります。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した経営成績に重要な影響を与える要因に、重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当行グループにおいて、当第2四半期連結累計期間に重要な資本的支出はありません。

また、当行グループの資金の流動性については、現金及び現金同等物及び国債等の売却可能な資産を十分に保有しており、適切な水準の流動性を維持していると考えております。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2021年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.01
2. 連結における自己資本の額	178,292
3. リスク・アセットの額	1,780,064
4. 連結総所要自己資本額	71,202

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	2021年9月30日
1. 単体自己資本比率(2/3)	9.82
2. 単体における自己資本の額	173,306
3. リスク・アセットの額	1,764,219
4. 単体総所要自己資本額	70,568

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものとあります。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3．要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年9月30日	2021年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	78	84
危険債権	301	355
要管理債権	61	55
正常債権	23,552	26,448

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,943,240	10,943,240	東京証券取引所市場第一部 名古屋証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,943,240	10,943,240	——	——

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
新株予約権の数	108個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式10,800株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年7月22日～2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,368円 資本組入額 1,184円
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

新株予約権証券の発行時（2021年7月21日）における内容を記載しております

（注）1．新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

2．新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3．新株予約権の行使の条件

（1）各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

（2）新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、次の又はに定める場合（ただし、については、下記4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が2050年7月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2050年7月22日から2051年7月21日

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

（3）上記（1）及び（2）は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

（4）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（7）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

（8）新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することもしくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（9）その他の新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	10,943	-	18,000	-	13,834

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	958,500	8.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	440,000	4.09
愛知銀行従業員持株会	名古屋市中区栄三丁目14番12号	339,186	3.15
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	242,300	2.25
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	237,097	2.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	233,698	2.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	223,600	2.08
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	205,692	1.91
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	170,000	1.58
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	156,300	1.45
計	—	3,206,373	29.82

- (注) 1. 2021年3月期においては、株式会社日本カストディ銀行は、信託口、信託口1、信託口2、信託口4、信託口5、信託口6、信託口7、信託口9、信託A口、信託B口、年金信託口、年金特金口、証券投資信託口を合算して報告していましたが、今回から合算せず、株主名簿の記載どおりに報告しております。
2. 2021年3月期においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、信託口、退職給付信託カノークス口を合算して報告していましたが、今回から合算せず、株主名簿の記載どおりに報告しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年 9 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 183,400	-	権利内容に何ら限定 のない当行における 標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,675,900	106,759	同上
単元未満株式	普通株式 83,940	-	-
発行済株式総数	10,943,240	-	-
総株主の議決権	-	106,759	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式が62株含まれております。

【自己株式等】

2021年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄三丁 目14番12号	183,400	-	183,400	1.68
計	—	183,400	-	183,400	1.68

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	226,415	357,193
コールローン及び買入手形	590	160
買入金銭債権	3,090	5,249
有価証券	7, 11 953,370	7, 11 999,737
投資損失引当金	0	40
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 2,528,640	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 2,646,150
外国為替	5 1,975	5 1,938
その他資産	7 38,044	7 42,702
有形固定資産	9, 10 35,050	9, 10 34,634
無形固定資産	1,002	863
退職給付に係る資産	7,461	7,691
繰延税金資産	185	183
支払承諾見返	6,014	5,722
貸倒引当金	13,708	14,723
資産の部合計	3,788,132	4,087,466
負債の部		
預金	3,221,635	3,360,436
譲渡性預金	4,100	4,100
債券貸借取引受入担保金	7 91,318	7 44,333
借入金	7 166,852	7 363,745
外国為替	1,460	1,604
その他負債	22,227	22,827
賞与引当金	587	591
役員賞与引当金	35	2
退職給付に係る負債	683	581
役員退職慰労引当金	35	33
睡眠預金払戻損失引当金	188	172
偶発損失引当金	1,449	1,474
繰延税金負債	20,484	22,427
再評価に係る繰延税金負債	9 4,668	9 4,631
支払承諾	6,014	5,722
負債の部合計	3,541,740	3,832,683
純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	13,883	13,883
利益剰余金	142,074	145,845
自己株式	1,055	1,021
株主資本合計	172,903	176,707
その他有価証券評価差額金	59,345	63,878
繰延ヘッジ損益	100	58
土地再評価差額金	9 8,413	9 8,348
退職給付に係る調整累計額	991	1,110
その他の包括利益累計額合計	68,850	73,395
新株予約権	302	300
非支配株主持分	4,335	4,378
純資産の部合計	246,391	254,783
負債及び純資産の部合計	3,788,132	4,087,466

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
経常収益	26,889	26,804
資金運用収益	14,656	16,429
(うち貸出金利息)	9,220	10,448
(うち有価証券利息配当金)	5,387	5,907
役務取引等収益	8,236	8,918
その他業務収益	231	40
その他経常収益	¹ 3,764	¹ 1,416
経常費用	23,821	20,152
資金調達費用	211	173
(うち預金利息)	139	102
役務取引等費用	5,309	5,368
その他業務費用	551	306
営業経費	² 13,366	² 12,800
その他経常費用	³ 4,382	³ 1,503
経常利益	3,067	6,652
特別利益	-	24
固定資産処分益	-	24
特別損失	58	222
固定資産処分損	10	36
減損損失	⁴ 48	⁴ 186
税金等調整前中間純利益	3,008	6,454
法人税、住民税及び事業税	1,641	2,140
法人税等調整額	903	246
法人税等合計	738	1,894
中間純利益	2,269	4,560
非支配株主に帰属する中間純利益	76	56
親会社株主に帰属する中間純利益	2,193	4,504

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
中間純利益	2,269	4,560
その他の包括利益	13,530	4,619
その他有価証券評価差額金	13,298	4,542
繰延ヘッジ損益	-	41
退職給付に係る調整額	232	119
中間包括利益	15,800	9,179
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	15,708	9,114
非支配株主に係る中間包括利益	91	65

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	138,933	1,071	169,746
当中間期変動額					
剰余金の配当			537		537
親会社株主に帰属する中間純利益			2,193		2,193
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分		0		1	0
土地再評価差額金の取崩			33		33
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	0		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,621	1	1,619
当中間期末残高	18,000	13,883	140,555	1,073	171,366

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	29,589	-	8,366	2,823	35,131	295	4,177	209,350
当中間期変動額								
剰余金の配当								537
親会社株主に帰属する中間純利益								2,193
自己株式の取得								3
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								33
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,282		33	232	13,548	24	89	13,663
当中間期変動額合計	13,282	-	33	232	13,548	24	89	15,282
当中間期末残高	42,872	-	8,399	2,591	48,679	320	4,266	224,633

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	142,074	1,055	172,903
会計方針の変更による累積的影響額			38		38
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,000	13,883	142,036	1,055	172,865
当中間期変動額					
剰余金の配当			752		752
親会社株主に帰属する中間純利益			4,504		4,504
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		7		34	27
土地再評価差額金の取崩			64		64
利益剰余金から資本剰余金への振替		7	7		-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	3,808	33	3,842
当中間期末残高	18,000	13,883	145,845	1,021	176,707

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,335	246,391
会計方針の変更による累積的影響額							20	58
会計方針の変更を反映した当期首残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,315	246,333
当中間期変動額								
剰余金の配当								752
親会社株主に帰属する中間純利益								4,504
自己株式の取得								0
自己株式の処分								27
土地再評価差額金の取崩								64
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,533	41	64	119	4,545	1	63	4,607
当中間期変動額合計	4,533	41	64	119	4,545	1	63	8,449
当中間期末残高	63,878	58	8,348	1,110	73,395	300	4,378	254,783

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,008	6,454
減価償却費	747	858
減損損失	48	186
貸倒引当金の増減()	3,198	1,015
投資損失引当金の増減額(は減少)	0	40
賞与引当金の増減額(は減少)	1	4
役員賞与引当金の増減額(は減少)	41	32
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	207	106
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	46	54
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	32	16
偶発損失引当金の増減額(は減少)	43	25
資金運用収益	14,656	16,429
資金調達費用	211	173
有価証券関係損益()	2,727	972
為替差損益(は益)	1,158	437
固定資産処分損益(は益)	10	11
商品有価証券の純増()減	1	-
貸出金の純増()減	288,886	117,510
預金の純増減()	305,966	138,801
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	35,476	196,892
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	3,930	616
コールローン等の純増()減	776	1,703
コールマネー等の純増減()	5,441	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()	4,764	46,985
外国為替(資産)の純増()減	185	36
外国為替(負債)の純増減()	114	144
資金運用による収入	15,039	16,778
資金調達による支出	287	179
その他	1,371	792
小計	44,956	175,581
法人税等の支払額	821	2,565
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,135	173,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	150,697	103,810
有価証券の売却による収入	100,161	18,474
有価証券の償還による収入	69,209	43,587
有形固定資産の取得による支出	381	403
有形固定資産の売却による収入	32	124
無形固定資産の取得による支出	61	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,262	42,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	9	10
自己株式の取得による支出	3	0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	537	752
非支配株主への配当金の支払額	2	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	551	765
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	61,846	130,161
現金及び現金同等物の期首残高	134,849	224,225
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 196,696	1 354,387

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

愛銀ビジネスサービス株式会社

愛銀リース株式会社

株式会社愛銀ディーシーカード

愛銀コンピュータサービス株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4．開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格がない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

連結子会社は、役員賞与引当金について、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員及び連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員及び連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日 企業会計基準委員会）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	国債
ヘッジ取引の種類	相場変動を相殺するもの

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによりキャッシュ・バック等顧客に支払われる対価の一部が、営業経費又はその他経常費用として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。また、当行の連結子会社におけるクレジットカード年会費の収益認識基準は、従来、受取時に一括して収益認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務であることから、当中間連結会計期間から、経過期間に応じて収益を認識するように変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益に与える影響額は軽微であります。

当中間連結会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が38百万円減少し、非支配株主持分が20百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日 内閣府令第9号)附則第6条第2項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当中間連結会計期間における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り及び当該見積りに用いた主要な仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権額	2,049百万円	2,012百万円
延滞債権額	38,117百万円	41,599百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	1,184百万円	1,708百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
貸出条件緩和債権額	3,737百万円	3,817百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
合計額	45,088百万円	49,137百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
12,863百万円	14,088百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
3,750百万円	3,749百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	297,838百万円	424,550百万円
貸出金	92,679百万円	82,968百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	91,318百万円	44,333百万円
借入金	157,160百万円	355,950百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
有価証券	621百万円	717百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
金融商品等差入担保金	40百万円	1,090百万円
保証金	384百万円	375百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	620,997百万円	618,244百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	620,997百万円	618,244百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月30日)
減価償却累計額	24,651百万円	24,573百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月30日)
	32,105百万円	33,250百万円

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
償却債権取立益	2百万円	0百万円
株式等売却益	3,668百万円	1,310百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
給与・手当	5,780百万円	5,667百万円
土地建物機械賃借料	1,443百万円	1,425百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
貸倒引当金繰入額	3,224百万円	1,129百万円
投資損失引当金繰入額	- 百万円	40百万円
偶発損失引当金繰入額	43百万円	25百万円
株式等売却損	503百万円	29百万円
株式等償却	145百万円	3百万円

4. 資産の用途変更や継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を次のとおり減損損失として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)				
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	主な用途	種類	減損損失 (百万円)		
稼働 資産	愛知県内	営業店舗 等2か店	土地及び建	42	営業店舗 等3か店	土地及び建	186		
			物動産等	(うち土地 37)		物動産等	(うち土地 71)		
				(うち建物等 5)			(うち建物等 77)		
				(うち動産等 -)			(うち動産等 -)		
				(うち撤去費用 -)			(うち撤去費用37)		
遊休 資産 等	愛知県内	遊休資産 1か所	土地及び建	6	遊休資産 0か所	土地及び建	-		
			物動産等	(うち土地 5)		物動産等	(うち土地 -)		
				(うち建物等 0)			(うち建物等 -)		
				(うち動産等 -)			(うち動産等 -)		
				(うち撤去費用 -)			(うち撤去費用 -)		
合計			48			186			
			(うち土地 43)			(うち土地 71)			
			(うち建物等 5)			(うち建物等 77)			
			(うち動産等 -)			(うち動産等 -)			
			(うち撤去費用 -)			(うち撤去費用37)			

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 : 千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	-	-	10,943	
合計	10,943	-	-	10,943	
自己株式					
普通株式	191	1	0	192	(注)
合計	191	1	0	192	

(注) 1 . 普通株式の自己株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取による増加 1 千株であります。

2 . 普通株式の自己株式の株式数の減少 0 千株は、単元未満株式の買増請求による減少 0 千株であります。

2 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		-				320	
合計			-				320	

3 . 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	537	50	2020年 3 月31日	2020年 6 月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	537	その他利 益剰余金	50	2020年 9 月30日	2020年12月 7 日

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期 首株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	-	-	10,943	
合計	10,943	-	-	10,943	
自己株式					
普通株式	189	0	6	183	（注）
合計	189	0	6	183	

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少6千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会 計期間末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		-				300	
合計			-				300	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	752	70	2021年3月31日	2021年6月28日

（注）2021年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当金20円を含んでおります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	968	その他利 益剰余金	90	2021年9月30日	2021年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 . 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
現金預け金勘定	203,392百万円	357,193百万円
銀行預け金 (日銀預け金を除く)	6,695百万円	2,806百万円
現金及び現金同等物	196,696百万円	354,387百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1 . ファイナンス・リース取引

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

什器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「 5 . 会計方針に関する事項」の「 (4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 . オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月30日)
1 年内	92	101
1 年超	1,529	1,731
合 計	1,621	1,833

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
リース料債権部分の金額	17,253	16,609
見積残存価額部分の金額	796	778
受取利息相当額	1,400	1,338
リース投資資産	16,649	16,049

リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1年以内	4,807	4,714
1年超2年以内	4,059	3,985
2年超3年以内	3,256	3,188
3年超4年以内	2,422	2,209
4年超5年以内	1,459	1,265
5年超	1,248	1,246

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,090	3,090	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	950,801	950,801	-
(3) 貸出金	2,528,640		
貸倒引当金（＊1）	12,927		
	2,515,712	2,569,310	53,597
資産計	3,469,604	3,523,202	53,597
(1) 預金	3,221,635	3,221,671	35
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	-
(3) 借入金	166,852	167,111	259
負債計	3,392,588	3,392,883	295
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,628)	(1,628)	-
ヘッジ会計が適用されているもの（＊3）	144	144	-
デリバティブ取引計	(1,483)	(1,483)	-

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3） ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	5,249	5,249	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	997,161	997,161	-
(3) 貸出金	2,646,150		
貸倒引当金（＊１）	13,988		
	2,632,162	2,690,303	58,141
資産計	3,634,574	3,692,715	58,141
(1) 預金	3,360,436	3,360,458	21
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	-
(3) 借入金	363,745	363,990	244
負債計	3,728,282	3,728,548	266
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(552)	(552)	-
ヘッジ会計が適用されているもの（＊３）	84	84	-
デリバティブ取引計	(468)	(468)	-

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊３） ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
非上場株式（＊１）（＊２）	1,525	1,521
組合出資金等（＊３）	1,043	1,053

（＊１） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	5,249	5,249
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	112,009	162,375	-	274,385
社債	-	260,176	33,605	293,782
株式	141,408	-	-	141,408
その他	9	74,892	-	74,902
デリバティブ取引				
金利関連	-	247	-	247
通貨関連	-	29	-	29
資産計	253,428	497,722	38,855	790,005
デリバティブ取引				
金利関連	-	162	-	162
通貨関連	-	582	-	582
負債計	-	745	-	745

（＊）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は212,682百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	2,690,303	2,690,303
資産計	-	-	2,690,303	2,690,303
預金	-	3,360,458	-	3,360,458
譲渡性預金	-	4,100	-	4,100
借入金	-	363,990	-	363,990
負債計	-	3,728,548	-	3,728,548

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から入手した価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレート（店頭基準金利）を用いております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における預入満期までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、当該取引から発生する見積将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、中間連結決算日（連結決算日）における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いているインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
自行保証付私募債	割引現在価値法	割引率	0.0% - 11.0%	0.3%
		倒産時の損失率	0.0% - 34.0%	8.6%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価から の振替	期末残高	当期の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に計 上(*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権								
信託受益権	3,090	-	25	2,133	-	-	5,249	-
有価証券								
その他有価 証券								
自行保証 付私募債	32,476	7	0	1,136	-	-	33,605	-

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営会議において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門及びコンプライアンス・リスク統括部が時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	130,260	57,669	72,591
	債券	305,406	302,992	2,413
	国債	17,013	16,986	27
	地方債	91,427	90,785	642
	社債	196,965	195,221	1,744
	外国債券	42,786	41,687	1,098
	その他	133,852	121,406	12,446
	小計	612,306	523,756	88,550
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,745	6,257	511
	債券	234,275	236,006	1,730
	国債	75,395	76,299	904
	地方債	71,980	72,514	534
	社債	86,899	87,191	292
	外国債券	35,258	35,557	298
	その他	66,305	67,760	1,454
	小計	341,585	345,581	3,995
合計		953,891	869,337	84,554

当中間連結会計期間（2021年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	134,194	58,200	75,993
	債券	397,405	394,666	2,738
	国債	69,381	69,118	263
	地方債	102,662	102,048	613
	社債	225,361	223,499	1,862
	外国債券	39,953	39,043	909
	その他	141,606	126,684	14,922
	小計	713,159	618,595	94,564
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,214	8,040	826
	債券	170,762	171,799	1,036
	国債	42,628	43,188	560
	地方債	59,713	60,024	311
	社債	68,421	68,585	164
	外国債券	34,939	35,176	236
	その他	76,335	77,552	1,217
	小計	289,252	292,568	3,316
合計		1,002,411	911,163	91,248

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、8百万円（うち、社債8百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	84,554
その他有価証券	84,554
()繰延税金負債	25,157
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	59,397
()非支配株主持分相当額	51
その他有価証券評価差額金	59,345

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	91,248
その他有価証券	91,248
()繰延税金負債	27,308
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	63,939
()非支配株主持分相当額	60
その他有価証券評価差額金	63,878

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	34,709	-	1,628	1,628
	売建	32,294	-	1,692	1,692
	買建	2,414	-	64	64
合 計		—	—	1,628	1,628

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	33,283	-	552	552
	売建	30,306	-	582	582
	買建	2,976	-	29	29
合 計		—	—	552	552

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	有価証券			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		5,000	5,000	144
合計		--	--	--	144

（注）主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（2021年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	有価証券			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		30,000	30,000	84
合計		--	--	--	84

（注）主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業経費	24百万円	25百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 10,600株
付与日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年7月23日～2050年7月22日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	2,358円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 10,800株
付与日	2021年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年7月22日～2051年7月21日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	2,367円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報及び顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。

したがって、当行グループは、金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務、投資信託及び生命保険商品の窓口販売業務並びに証券業務等を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2．報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	22,435	3,999	26,435	453	26,889	-	26,889
セグメント間の内 部経常収益	61	96	158	144	303	303	-
計	22,497	4,095	26,593	598	27,192	303	26,889
セグメント利益	2,820	182	3,002	67	3,069	2	3,067
セグメント資産	3,580,656	24,162	3,604,819	5,658	3,610,477	12,469	3,598,007
セグメント負債	3,366,679	18,323	3,385,002	843	3,385,845	12,471	3,373,374
その他の項目							
減価償却費	671	67	739	8	747	-	747
資金運用収益	14,648	8	14,657	18	14,675	19	14,656
資金調達費用	209	31	240	1	241	30	211
貸倒引当金繰入額	3,269	44	3,225	0	3,225	0	3,224
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	440	2	442	0	443	-	443

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と
中 間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代
行業及び電算機による業務処理等事業であります。

３．調整額は、セグメント間取引消去であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	22,474	3,865	26,340	464	26,804	-	26,804
セグメント間の内 部経常収益	61	152	214	137	351	351	-
計	22,536	4,018	26,554	601	27,156	351	26,804
セグメント利益	6,454	147	6,601	53	6,655	3	6,652
セグメント資産	4,071,068	22,966	4,094,035	5,758	4,099,794	12,327	4,087,466
セグメント負債	3,827,197	16,924	3,844,122	889	3,845,012	12,328	3,832,683
その他の項目							
減価償却費	774	75	850	7	858	-	858
資金運用収益	16,422	8	16,431	16	16,448	19	16,429
資金調達費用	184	29	214	1	215	41	173
貸倒引当金繰入額	1,143	28	1,115	13	1,129	0	1,129
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	436	1	438	24	463	-	463

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と
中 間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代
行業及び電算機による業務処理等事業であります。

３．調整額は、セグメント間取引消去であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当中間連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。
これによる、当中間連結会計期間の報告セグメントに与える影響額は軽微であります。

5. 財又はサービスの種類別の収益の分解情報を併記した事業セグメント表

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	3,544	209	3,754	417	4,171
預金・貸出業務	140	-	140	-	140
為替業務	1,158	-	1,158	-	1,158
代理業務	2,193	-	2,193	-	2,193
その他	51	209	260	417	678
その他経常収益	33	-	33	0	34
顧客との契約から生じる経常収益	3,578	209	3,788	417	4,206
上記以外の経常収益	18,895	3,656	22,551	46	22,598
外部顧客に対する経常収益	22,474	3,865	26,340	464	26,804

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業及び電算機による業務処理等事業であります。

6. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記分解情報に記載している銀行業の役務取引等収益のうち、主なものは、預金・貸出業務は融資関連手数料、為替業務は内国及び外国為替手数料、代理業務は口座振替手数料及び預かり資産手数料であり、役務の提供時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,906	9,353	3,999	3,629	26,889

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産の所在地が国内のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	11,425	7,293	3,865	4,219	26,804

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産の所在地が国内のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	48	-	48	-	48

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	186	-	186	-	186

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	円	22,480.79	23,244.31
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	246,391	254,783
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,637	4,679
うち新株予約権	百万円	302	300
うち非支配株主持分	百万円	4,335	4,378
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	241,753	250,103
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末 (期末) の普通株式の数	千株	10,753	10,759

2 . 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	204.01	418.63
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,193	4,504
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	2,193	4,504
普通株式の期中平均株式数	千株	10,751	10,758
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	202.81	416.13
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	63	64
うち新株予約権	千株	63	64
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
現金預け金	226,362	357,128
コールローン	590	160
買入金銭債権	3,090	5,249
有価証券	1, 8, 10 954,671	1, 8, 10 1,000,947
投資損失引当金	0	40
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 2,535,515	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 2,654,125
外国為替	6 1,975	6 1,938
その他資産	13,295	18,730
その他の資産	8 13,295	8 18,730
有形固定資産	34,778	34,331
無形固定資産	936	811
前払年金費用	5,349	5,510
支払承諾見返	6,014	5,722
貸倒引当金	12,911	13,982
資産の部合計	3,769,668	4,070,635
負債の部		
預金	3,225,480	3,363,697
譲渡性預金	4,100	4,100
債券貸借取引受入担保金	8 91,318	8 44,333
借入金	8 157,170	8 355,955
外国為替	1,460	1,604
その他負債	20,800	21,895
未払法人税等	1,944	1,521
リース債務	939	926
資産除去債務	193	194
その他の負債	17,722	19,253
賞与引当金	572	577
役員賞与引当金	32	-
役員退職慰労引当金	31	27
睡眠預金払戻損失引当金	188	172
偶発損失引当金	1,449	1,474
繰延税金負債	20,046	21,936
再評価に係る繰延税金負債	4,668	4,631
支払承諾	6,014	5,722
負債の部合計	3,533,333	3,826,127

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (2021年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	13,834	13,834
資本準備金	13,834	13,834
利益剰余金	137,484	141,216
利益準備金	5,392	5,392
その他利益剰余金	132,091	135,823
買換資産圧縮積立金	434	434
別途積立金	127,280	129,280
繰越利益剰余金	4,376	6,108
自己株式	1,055	1,021
株主資本合計	168,263	172,029
その他有価証券評価差額金	59,255	63,771
繰延ヘッジ損益	100	58
土地再評価差額金	8,413	8,348
評価・換算差額等合計	67,768	72,178
新株予約権	302	300
純資産の部合計	236,334	244,508
負債及び純資産の部合計	3,769,668	4,070,635

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
経常収益	22,496	22,535
資金運用収益	14,648	16,422
(うち貸出金利息)	9,226	10,457
(うち有価証券利息配当金)	5,373	5,892
役務取引等収益	3,828	4,630
その他業務収益	229	36
その他経常収益	¹ 3,791	¹ 1,445
経常費用	19,672	16,086
資金調達費用	209	184
(うち預金利息)	139	102
役務取引等費用	1,489	1,629
その他業務費用	551	306
営業経費	² 13,033	² 12,485
その他経常費用	³ 4,388	³ 1,480
経常利益	2,823	6,449
特別利益	-	24
特別損失	59	223
税引前中間純利益	2,764	6,250
法人税、住民税及び事業税	1,570	2,088
法人税等調整額	907	265
法人税等合計	663	1,823
中間純利益	2,101	4,427

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	125,280	3,410	134,517
当中間期変動額									
剰余金の配当								537	537
中間純利益								2,101	2,101
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
土地再評価差額金の取崩								33	33
別途積立金の積立							2,000	2,000	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0				0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	469	1,530
当中間期末残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	127,280	2,940	136,047

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,071	165,280	29,538	-	8,366	37,904	295	203,479
当中間期変動額								
剰余金の配当		537						537
中間純利益		2,101						2,101
自己株式の取得	3	3						3
自己株式の処分	1	0						0
土地再評価差額金の取崩		33						33
別途積立金の積立		-						-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-						-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			13,255		33	13,289	24	13,314
当中間期変動額合計	1	1,528	13,255	-	33	13,289	24	14,842
当中間期末残高	1,073	166,808	42,794	-	8,399	51,193	320	218,322

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	127,280	4,376	137,484
当中間期変動額									
剰余金の配当								752	752
中間純利益								4,427	4,427
自己株式の取得									
自己株式の処分			7	7					
土地再評価差額金の取崩								64	64
別途積立金の積立							2,000	2,000	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			7	7				7	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	1,732	3,732
当中間期末残高	18,000	13,834	-	13,834	5,392	434	129,280	6,108	141,216

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,055	168,263	59,255	100	8,413	67,768	302	236,334
当中間期変動額								
剰余金の配当		752						752
中間純利益		4,427						4,427
自己株式の取得	0	0						0
自己株式の処分	34	27						27
土地再評価差額金の取崩		64						64
別途積立金の積立		-						-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-						-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			4,515	41	64	4,409	1	4,407
当中間期変動額合計	33	3,766	4,515	41	64	4,409	1	8,174
当中間期末残高	1,021	172,029	63,771	58	8,348	72,178	300	244,508

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

9．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによりキャッシュ・バック等顧客に支払われる対価の一部が、営業経費又はその他経常費用として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。

これによる、中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

当中間会計期間における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り及び当該見積りに用いた主要な仮定については、前事業年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
株式	1,798百万円	1,798百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権額	2,038百万円	2,005百万円
延滞債権額	38,100百万円	41,581百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	1,184百万円	1,708百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
貸出条件緩和債権額	3,737百万円	3,817百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
合計額	45,060百万円	49,113百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
	12,863百万円	14,088百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
3,750百万円	3,749百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	297,838百万円	424,550百万円
貸出金	92,679百万円	82,968百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	91,318百万円	44,333百万円
借用金	157,160百万円	355,950百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
有価証券	621百万円	717百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
金融商品等差入担保金	40百万円	1,090百万円
保証金	361百万円	354百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	620,764百万円	618,120百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	620,764百万円	618,120百万円
（又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの）		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
32,105百万円	33,250百万円

（中間損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
償却債権取立益	1百万円	0百万円
株式等売却益	3,668百万円	1,310百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	515百万円	596百万円
無形固定資産	154百万円	186百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
貸倒引当金繰入額	3,269百万円	1,143百万円
投資損失引当金繰入額	- 百万円	40百万円
偶発損失引当金繰入額	43百万円	25百万円
株式等売却損	503百万円	29百万円
株式等償却	145百万円	3百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

（注）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：百万円）

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (2021年 9 月30日)
子会社株式	1,798	1,798
関連会社株式	-	-

（収益認識関係）

中間連結財務諸表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2021年11月12日開催の取締役会において、第113期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 968百万円

1株当たりの中間配当金 90円00銭

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

株式会社愛知銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛知銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛知銀行及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

株式会社愛知銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛知銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛知銀行の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。